

長野県地球温暖化対策条例施行規則新旧対照表（令和2年7月改正）

改正案	現 行
<p>(事業活動温暖化対策計画)</p> <p>第4条 条例第12条第1項の規則で定める期間は、平成26年度を初年度とする同年度以降の3年度ごとの期間（以下この条において「特定期間」という。）とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 条例第12条第3項の規定による事業活動温暖化対策計画の提出は、特定期間の初年度の7月末日までに行わなければならない。</p> <p>7 特定期間の初年度若しくはその翌年度において条例第12条第1項第1号及びこの条第2項各号に該当することとなった事業者又はこれらの年度の末日において条例第12条第1項第2号及びこの条第3項に該当することとなった事業者は、第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、当該特定期間における当該該当することとなった年度又はその日の属する年度の翌年度以降の事業活動温暖化対策計画を定め、これを当該翌年度の7月末日までに提出しなければならない。</p> <p>8 条例第12条第9項の規定による事業活動温暖化対策計画の実施状況等の報告は、毎年7月末日までに、前年度における実施状況等について行わなければならない。</p> <p>9 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第6項に規定する提出、第7項の規定による提出又は前項に規定する報告の期限を延長することができる。</p>	<p>(事業活動温暖化対策計画)</p> <p>第4条 条例第12条第1項の規則で定める期間は、平成26年度を初年度とする同年度以降の3年度ごとの期間（以下この条において「特定期間」という。）とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 条例第12条第3項の規定による事業活動温暖化対策計画の提出は、特定期間の初年度の7月末日までに行わなければならない。</p> <p>7 特定期間の初年度若しくはその翌年度において条例第12条第1項第1号及びこの条第2項各号に該当することとなった事業者又はこれらの年度の末日において条例第12条第1項第2号及びこの条第3項に該当することとなった事業者は、第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、当該特定期間における当該該当することとなった年度又はその日の属する年度の翌年度以降の事業活動温暖化対策計画を定め、これを当該翌年度の7月末日までに提出しなければならない。</p> <p>8 条例第12条第9項の規定による事業活動温暖化対策計画の実施状況等の報告は、毎年7月末日までに、前年度における実施状況等について行わなければならない。</p>
<p>(エネルギー供給温暖化対策計画)</p> <p>第15条 条例第25条第1項の規則で定めるエネルギーは、電気とする。</p> <p>2 条例第25条第1項の規則で定める事業者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者とする。</p> <p>3 条例第25条第1項の規則で定める期間は、平成26年度を初年度とする同年度以降の3年度ごとの期間（以下この条において「特定期間」という。）とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 条例第25条第3項の規定によるエネルギー供給温暖化対策計画の提出は、特定期間の初年度の7月末日までに行わなければならない。</p>	<p>(エネルギー供給温暖化対策計画)</p> <p>第15条 条例第25条第1項の規則で定めるエネルギーは、電気とする。</p> <p>2 条例第25条第1項の規則で定める事業者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者とする。</p> <p>3 条例第25条第1項の規則で定める期間は、平成26年度を初年度とする同年度以降の3年度ごとの期間（以下この条において「特定期間」という。）とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 条例第25条第3項の規定によるエネルギー供給温暖化対策計画の提出は、特定期間の初年度の7月末日までに行わなければならない。</p>

改正案	現行
<p>7 特定期間の初年度の4月2日からその最終年度の4月1日までの間に県の区域内に電気を供給することとなった事業者は、第3項、第4項及び前項の規定にかかわらず、当該特定期間における当該供給することとなった日の属する年度の翌年度（その日が4月1日である場合は、その日の属する年度）以降のエネルギー供給温暖化対策計画を定め、これを当該翌年度の7月末日までに提出しなければならない。</p>	<p>7 特定期間の初年度の4月2日からその最終年度の4月1日までの間に県の区域内に電気を供給することとなった事業者は、第3項、第4項及び前項の規定にかかわらず、当該特定期間における当該供給することとなった日の属する年度の翌年度（その日が4月1日である場合は、その日の属する年度）以降のエネルギー供給温暖化対策計画を定め、これを当該翌年度の7月末日までに提出しなければならない。</p>
<p>8 条例第25条第9項の規定によるエネルギー供給温暖化対策計画の実施状況等の報告は、毎年7月末日までに、前年度における実施状況等について行わなければならない。</p>	<p>8 条例第25条第9項の規定によるエネルギー供給温暖化対策計画の実施状況等の報告は、毎年7月末日までに、前年度における実施状況等について行わなければならない。</p>
<p>9 知事は、災害その他やむを得ない理由があるとき、第6項に規定する提出、第7項の規定による提出又は前項に規定する報告の期限を延長することができる。</p>	